

修景基準

基本事項	高槻市景観計画(平成 21 年高槻市告示第 163 号)に規定する景観形成基準を遵守するとともに、「富田地区まちなみ作法集（富田地区交通まちづくり研究会策定）」を尊重し、富田らしい歴史と趣のあるまちなみの再創出を図ること。
項目	内容
建築物	色彩 基本色は、マンセル表色形の色相に応じ、次に掲げる範囲とすること。 R(赤)系は、明度の範囲を 2～4、彩度を 6 以下とする YR(橙)、Y(黄)系は、明度の範囲を 3～8、彩度を 4 以下とする GY(黄緑)、G(緑)系は、明度の範囲を 7～9、彩度を 2 以下とする B(青)系は、明度の範囲を 3～5、彩度を 2 以下とする ただし、無彩色を用いる場合や木又は土壁などの自然素材仕上げる場合は除く。
	高さ 平屋建て又は 2 階建てとする。道路に面する部分には軒下空間を設け、軒先の高さは隣接する建築物にそろえること。
	屋根 周辺と調和した勾配形式とし、黒・灰系色の日本瓦葺きとすること。
	壁面 木、土、漆喰などの自然素材で仕上げ、造り酒屋や町家と調和を図ること。
	開口部 木で仕上げ、その形状や格子などで造り酒屋や町家と調和を図ること。
	建築設備 室外機などの建築設備は道路から見えないように設置するものとし、やむを得ず設置する場合は、木製の格子などで目隠しを設けること。
工作物 造り酒屋や町家と調和した意匠とし、駐車場の出入り口は木製の塀や戸で囲うことにより、まちなみの連続性を保つこと。	
屋外広告物 木製看板やのれんなどを用い、造り酒屋や町家と調和した意匠とすること。	

<造り酒屋や町家のたたずまい>

切妻造り、平入り、日本瓦葺き、厨子 2 階建て又は本 2 階建ての構え

道路側に軒の深い庇

壁面は、1 階の腰部を板張りとし、その上部は塗り壁

開口部には木製又はこれに準じた建具を用い、虫籠窓や格子などの伝統的な意匠

